

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大衡村は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大衡村長

公表日

令和8年1月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、収納消込／滞納管理システム、団体内統合宛名システム、医療保険者向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険収納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 別表第二 項番42,43 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条 【提供】 別表第二 項番1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 【委託の根拠】 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒981-3692 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場 総務課 電話:022(345)5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒981-3692 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場 住民生活課 電話:022(341)8512
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行っている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署①部署	住民税務課	住民生活課	事前	機構改革による
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	住民税務課長 早坂 紀美江	住民生活課長 早坂 紀美江	事前	機構改革、人事異動による
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	住民税務課 022(345)5111	住民生活課 022(341)8512	事前	機構改革による
令和1年5月1日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	住民生活課長 早坂 紀美江	住民生活課長	事後	様式変更による
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年7月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和1年5月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年7月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	なし	項目追加	事後	様式変更による
令和4年4月1日	評価書名	国民健康保険に関する事務	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和4年4月1日	I.1.③システムの名称	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、	事後	
令和4年4月1日	I.3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項	1.番号法第9条第1項 別表第一 30項 2.番号法第14条第1項及び第2項	事後	
令和4年4月1日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】	番号法第19条第8号 別表第二【照会】	事後	
令和4年4月1日	V.4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和4年4月1日	V.5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワー	提供・移転しない	十分である	事後	
令和5年8月1日	Ⅱ.1(いつ時点の計数か)	平成31年3月31時点	令和5年8月1日時点	事後	最新期日の更新による
令和5年8月1日	Ⅱ.2(いつ時点の計数か)	平成31年3月31時点	令和5年8月1日時点	事後	最新期日の更新による
令和7年11月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の集計か)	令和5年7月31日時点	令和7年10月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和7年11月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の集計か)	令和5年7月31日時点	令和7年10月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和7年11月1日	8. 人手を介在させる作業			事後	様式変更による
令和7年11月1日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式変更による